

6. 公害苦情

公害に関する苦情のなかでも、市に寄せられるものは地域住民に密着した問題が多く、公害紛争の未然防止のためにもその解決は重要です。そこで、従来行政サービスの一環として行われていた苦情処理事務を明確化し、適切に処理するために、公害紛争処理法により県及び市町村は「公害苦情相談員」を置くことができるとされており、木更津市環境保全条例でもその設置を定めています。

本市では、環境管理課の職員から公害苦情相談員を置き、公害苦情の解決にあたっています。

昭和47年からの公害苦情件数は、図3-6-1に示すとおりであり、その内容は広域的な、いわゆる産業公害に関する苦情よりも、日常生活に密着した近隣苦情が多く、年々多様化しています。

また、令和元年度において受理した苦情件数は63件で、これを種類別に見ると大気汚染に関するものが38件と最も多く、次いで悪臭に関するものが11件、騒音に関するものが10件となっており、これで全体の93.7パーセントを占めています。

特に、大気汚染（焼却行為に伴う悪臭を含む）の苦情は、禁止行為である廃棄物の焼却によるものが大半を占めています。

なお、平成19年度から焼却行為に伴う悪臭は大気汚染として集計しています。

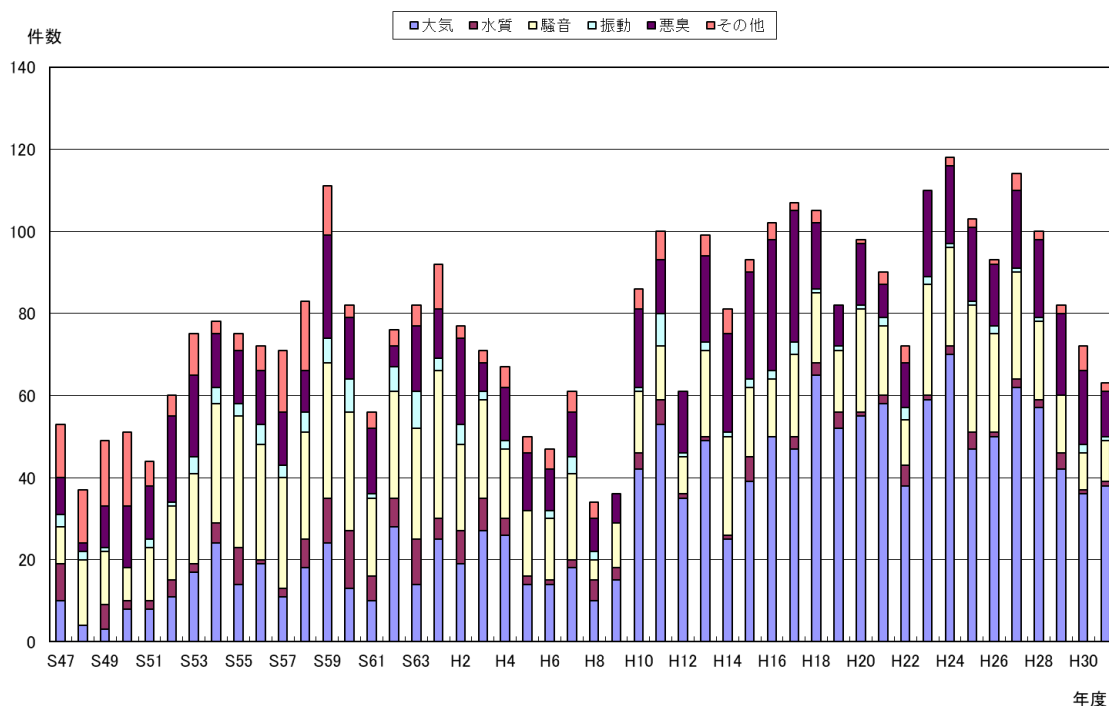


図3-6-1 公害苦情の種類別件数

次に、令和元年度の公害苦情の主な種類別発生源をあげると表 3-6-1 に示すとおりとなっています。

表 3-6-1 発生源別苦情件数

大気汚染 (38)	焼却行為 38
悪臭 (11)	排水路 5, その他 6
騒音 (10)	航空機 1, 工事 3, 生活騒音 4, その他 2